

奮闘地方議員

甲府市議会議員
廣瀬 集一



自治基本条例は自治のインフラ 分野別基本条例づくり体系化を

甲府市に自治基本条例をつくる。それも市民公募委員でつくっていかう。2005年5月、宮島雅展市長の自治基本条例に対する熱い思いが発信された。

「つくる会」に応募、会長に

私はというと、当時山梨学院大学大学院を52歳で卒業したばかり。関係団体の全国大会イベントが連続して終了し、ホッとする中で再度勉強してみようと思い立って入学。「地方分権一括法が俯瞰する、地方の自立」と題する修士論文を仕上げたタイミングで、市民公募の新聞記事を目にした。市役所の担当者に電話すると、小論文をつけて申し込んでくださいとのことだった。自治基本条例は、修士論文の中に記載していることもあり、即日申し込んだ。

43人の公募委員が集まり、「甲府市自治基本条例をつくる会」が7月に発足した。応募が一番早いとの理由で、会長を拝

命することとなった。以後38回の全体会議をはじめ130回余りの部会、市民説明会を行う中で、当初の期限を半年超過したが、06年12月に「つくる会案」を市長に提出できた。

しかしながら、市議会で承認されるかは不透明の状況であった。自治基本条例の基本理念は「情報公開」と「市民参画と協働」を謳っていたので、市民代表である議員にはあまり歓迎されていないと聞かされていたからだ。

43人の公募委員と市民の大切な意見をいただきながら案を策定した。ぜひ成立させたいとの思いから、私は07年4月の市議会議員選挙に立候補した。すれすれの当選ではあったが、6月に開かれた初の本会議で質問の機会を得て、自治基本条例制定の経緯と大切さと有用性を訴えた。その結果、全会一致で可決。6月21日に公布、即日施行された。

「つくる会案」の甲府らしさ

「つくる会案」の甲府らしい特徴を挙げると、メンバー全員が公募委員で「協働の基本方針」に基づき、市長と「パート

ナーシップ協定」、専門家3人で構成する「制定研究会」と「コラボレーション協定」を結び、市議会とは「意見交換会」を順次開きながら、策定したことだ。策定過程では4000人以上の回答を得たアンケートや市民説明会などを行い、次世代を十分に視野に入れた。

前文には、甲府市の目指すところや大切にしたいものなど条例の基本理念を謳い上げた。また、自治体に課された地域の将来像を示す基本構想の策定義務が11年の地方自治法の改正で廃止されたが、それを先取りするよう形で、市民自治にとって重要な位置を占める基本構想・総合計画等を策定するように規定した。議会・議員の位置づけに関しては、前述の通り、議会と意見交換をしながら内容を詰めていった。

一方で、自治基本条例を最高規範として分野別の基本条例を制定していくなど条例の体系化を定めたが、「つくる会案」を基に市が作成した行政素案では削除された。付則に、日本最大で列島中央部に位置するハート型の甲府盆地をコンセプトに、「はーと条例」という愛称と、

協働をモチーフにした「ロゴ」を位置付けたが、これも行政素案では削除された。

自治基本条例の見直しを議論

自治基本条例は付則で4年後の見直しを規定していた。市は10年8月に公募市民や議員を含む自治基本条例推進研究会を設置、私も参加した。その検証結果は11年3月に「自治基本条例の推進に関する提言書」として取りまとめられ、市長に提出、市民に公開された。

表 自治基本条例の策定及び見直しの経過

2005年5月	制定研究会(専門委員)設置
7月	つくる会(公募委員)発足
06年12月	「つくる会案」を市長へ提出
07年4月	「行政素案」のパブリックコメント
6月	条例案を議会上程、全会一致で可決 甲府市自治基本条例として公布、施行
10年8月	条例推進研究会設置、見直し作業開始
11年3月	条例推進研究会が提言

自治基本条例の第4章は市議会と議員の役割と責務について、第13～17条の5つをもって詳細かつ明確に規定しており、これをどう生かすかが課題とされている。これに関し、条例推進研究会において、私は次のような意見を提出した。

第13条「市議会の役割と責務」については「自治基本条例に基づく甲府市の条例体系」を研究・構築していく必要がある。第14条「市議会の情報の公開と説明責任」では、インターネットを使った議会の中継や録画

システムの導入が期待されている。

第15条「市議会への市民参加と市議会の活性化」に関しては、議会報告会や公聴会、参考人制度、専門家を活用した研究会など様々な取り組みが必要となる。市のホームページ(HP)には、パブリックコメント(公募意見)に対する考え方の中で「議会基本条例」の研究を進める旨が明記されている。私は議会基本条例の検討会設置を提案した。

第16条「市議会の議員の責務」では、研修や研究の機会を増やし、政務調査費の議員個人への支給を検討し、個人としての資質向上の機会を増やす必要がある。第17条「市議会の議長の責務」では、特に議会事務局の法制能力の向上を目指し、予算化を含め、議員とともに研修や研究の機会を持てるよう期待した。

以上のように主張したが、実現したのは議会のネット中継・録画配信で、その他の項目は現在も課題として残されたままだ。条例推進研究会では、見直しよりも市民への周知推進が先決との意見が多数を占めた。

市民と議会の協働をめざす

他方では、当選以来、本会議での質問機会を生かし、様々な視点から自治基本条例に関わる質問、提言をしてきた。特に基本理念である「情報の共有」と「参画と協働」の実現に向け、



昨年5月に完成した、執行部と議員の対面型本会議場。正面奥が議長席、その反対側に傍聴席がある

分野別基本条例の策定とその体系化の必要性を訴えてきた。さらに5年ごとに見直す総合計画の策定期間を首長の任期に合わせるよう提案した。総合計画は自治基本条例と両輪を成すとも言える重要な計画であり、首長の主要政策にも密接に関わっているからだ。

現在ある分野別の基本条例は環境基本条例だけで、産業や社会保険など他の分野は未整備だ。まず賛同者も出てきた議会基本条例の議論を始め、これと並行して条例の体系化を目指したいと考えている。

理念条例である自治基本条例を最高規範として、そこに謳われている使命を十分に理解しながら、分野別の基本条例を制定していく。分野ごとに既存の個別条例を位置付け、新規に必要な個別条例を策定することが、総合計画をはじめとする様々な計画を実践する道筋のインフラ整備であると確信するに至った。市民と議会が協働しながら、計画を迅速に確実に実施することが、地方自治の本旨であると思う。